

安全衛生管理規程

株式会社ネクスト

第1章 総則

第1条 (目的)

1. この安全衛生規程（以下「本規程」という）は、株式会社ネクスト（以下「会社」という）の社員、派遣従業員「パートタイム派遣従業員等含む」（以下スタッフと言う）の安全衛生に関する事項を定めたものである。
2. この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めによる。

第2条 (定義)

本規程において派遣スタッフとは、会社の指示により会社外の企業等に派遣され、当該業務等の指揮命令を受けて就業する者をいう。

第3条 (遵守義務)

1. 会社および社員とスタッフは、安全衛生に関する諸法令および会社の諸規程を遵守し、相互に協力して健康の増進ならびに災害の未然防止に努めなければならない。
2. 社員及びスタッフは、自己の責任で健康管理を行うよう努めるとともに、安全および衛生に関する会社の指示命令に従わなければならない。
3. スタッフは派遣先で定められた安全衛生の活動に協力して参加実践しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制及び安全衛生教育

第4条 安全衛生管理体制

1. 会社は、法令の定めるところによって安全衛生管理体制を確立する。
2. 会社は安全管理各役割分担と連絡網を作成し、社員・スタッフに通知または常に閲覧が可能なようにする。
3. 前項の分担や担当者に変更が生じた場合は、速やかに改訂を行い社員・スタッフに通知を行う。

第5条 安全衛生教育

1. 社員及びスタッフは、安全衛生教育を入職時、職種変更時、法令変更時等に受けなければならない。また会社は、その実施記録を残しておく。
2. 会社は社員ならびにスタッフに対し、法令に従いストレスチェックの実施を行う。
3. 業務に応じて必要となる安全講習や資格取得に関しては、会社と派遣先会社にて協議のうえ決定することとする。
その際の講習費用や資格取得費用ならびに交通費に関しては、会社と派遣先会社にて協議のうえ決定するものとする。
4. 会社にて必要と判断した講習や資格取得に関しては、会社にて費用負担と交通費を全額負担するものとする。

第3章 災害防止

第6条 社員ならびにスタッフは、災害防止のため次の事項を遵守しなければならない。

1. 安全衛生に関する諸規程を遵守し、火災、その他の事故防止に努めること
2. 機械設備、工具等は就業前に点検し、異常を認めたときは、すみやかに会社に報告し、指示に従うこと
3. 安全装置を取り外したり、その効力を失わせるようなことはしないこと
4. 作業にあたり保護具を使用したり、防具を装着しなければならないときは、必ず使用し、または装着すること
5. 消防具、救急品の備付場所およびその使用方法を知得しておくこと
6. 職場の整理整頓に努め、通路、出入口および消火設備のあるところに物品を置かないこと
7. 火気の取り扱いに注意し、喫煙は所定の場所ですること
8. 火災その他非常災害の発生を発見し、またはその危険があることを知ったときは、臨機の処置を講じるとともに、直ちにその旨を会社その他居合わせた者に連絡し、互いに協力してその被害を最小限にとどめるよう努めること
9. 自動車の運転を含め、交通規則を遵守し交通事故防止に最善の注意を払うこと
10. 安全の確保と保健衛生のために必要に応じて、会社に進言し、その向上に努めること
11. 防災隊の任に指定された者は、その任の役務に従い行動すること。またスタッフは派遣先での防災訓練時には、派遣先指示者（責任者）の指示に従い行動すること

第4章 健康診断と結果の処置

第7条 会社は、法令に定める特定業務に従事するスタッフおよび新たにその業務に配置されたスタッフに対し、必要な健康診断を行う。

1. 会社は、社員ならびにスタッフに対して、法令の定めるところにより、定期健康診断を行うほか、必要に応じて、全部または一部の社員ならびにスタッフに対し、臨時に健康診断または予防接種を行う。
2. 深夜業（午後10時から翌日の午前5時まで）や薬品使用等を含む業務に常時従事するスタッフに対しては、6ヶ月に1回、定期健康診断を行う。または、派遣先にて行うものとする。
3. 前項に定められた健康診断または予防接種を命じられた者は、これを受けなければならない。
4. 社員ならびにスタッフは、原則として会社が指定する健診機関で健康診断を受診しなければならない。ただし、やむをえない理由がある場合には指定外の健診機関で受診することができるものとする。この場合、社員ならびにスタッフは遅滞なく健康診断結果を会社に提出しなければならない。
5. 健康診断の結果、再検査等の特別な指示があった場合には、社員ならびにスタッフは医師の指示に従わなければならない。

第8条 会社は、前条の健康診断または面接指導の結果、就業の障害となる旨の所見があった社員ならびにスタッフに対し、次の各号のいずれかの措置をとる。

1. 就業を一定期間禁止または制限する。この期間については原則として医師の診断に従う
2. 軽易な業務に配置転換する
3. その他必要な措置をとる
4. 会社は、前項に定める健康管理上の措置を受ける者に対しては、その制限の程度に応じてその間の給与を不支給または減額することがある。
5. 社員ならびにスタッフが次の各号のいずれかに該当する場合には、就業を禁止する。
 - ① 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者。ただし伝染予防の措置をした場合はこの限りではない。
 - ② 労働のため病勢が著しく増悪するおそれのある心臓、腎臓、肺等の疾病にかかった者
 - ③ 前①②に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者
6. 前項の定めによって就業を禁止する場合は、医師の意見を聴くものとする。
7. スタッフが本条によって就業を禁止されたときはその期間中の給与は支給しない。

第9条 安全衛生上の就業禁止

1. 社員ならびにスタッフが次の各号のいずれかに該当するときは、会社は当該事由が消滅したと認めるときまで就業を禁止し、又は職場から退場させることがある。
 - ① 病毒伝播のおそれがある伝染病、感染症の疾病にかかった者、国等から検診受診の勧告を受けた者、又は入院勧告を受けた者
 - ② 精神障害のため、自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者
 - ③ 就業によって病状悪化のおそれのある者
 - ④ 感染症の疑いがある場合、及びその他感染症伝播地域への渡航者で、国等の要請措置に基づく場合
2. 前項の就業禁止期間中はスタッフ無給とする。ただし、第8条5項の場合については、無給とするか、賃金を支払うかについては、その都度会社が定めるものとし、また、賃金を支払う場合であっても、労働基準法第12条に基づき算出された平均賃金の60%相当額とする。

第10条 ストレスチェックの実施

1. 会社は法令に従ってストレスチェックを実施するものとする。
2. ストレスチェックの実施が派遣者も含まれる場合は、スタッフは派遣先の指示に従い実施するものとする。

第11条 ストレスチェックの医師等の意見に基づく就業制限

1. 会社は、ストレスチェックの結果に基づく医師の面談指導の実施後、社員ならび

- にスタッフについて、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置が必要との医師の意見が出された場合には、あらかじめ社員ならびにスタッフの意見を聴いた上で、具体的な措置を決定するものとする。但し、スタッフ派遣先において当該措置を講ずることが困難な場合、その他就業を継続しつつ当該措置を実施することが困難な場合には、スタッフに無給の私傷病欠勤を命じることがある。
2. 前項で私傷病欠勤していた社員ならびにスタッフが復職を希望する場合、又は会社が必要と認めた場合、社員ならびにスタッフは、特別な措置を講ずる必要なく就業可能と明記された医師の診断書を会社に提出するものとする。
 3. 前項の医師の診断書が会社に提出された場合に、会社は診断書を提出した医師との面談を求め、また、会社の指定する医師の診断を受けるよう命じることができるものとし、社員ならびにスタッフはこれに応ずるものとする。

第12条 交通安全

1. 業務にて使用する車は社有車もしくは契約したレンタカーのみとする。
自家用車で業務に当たることは禁止する。
2. 通勤や顧客先訪問においては、極力公共交通機関を利用するものとする。
3. 通勤途中や業務に当たっている時に万が一事故を起こした場合、または事故にあった場合は、人命救助を第一とし、その後会社に速やかに連絡するものとする。
4. 車両（自転車含む）を使用するときは、法令を遵守して交通安全に努めるものとする。

第5章 その他

第13条（疑義の解釈）

本規程の解釈に関して疑義が生じた場合の判断は、社長が行う。

第14条（規程改訂）

1. 会社は、本規程について、法律の改正、経済社会状況の変動、会社の経営状況または業務上の必要性、その他諸事情等の変化に応じて、変更するものとする。
2. 本規程の改訂または変更は、取締役会の決議を経て行う。
3. 労働基準法、労働者派遣法その他関係法令が改正されたときは、本規程は改正箇所についてのみ当然に読み替えるものとする。

附則

本規程は、平成28年 4月 1日から施行する。